

ミモザ荘デイサービスセンター
介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
重要事項説明書
（令和7年4月1日現在）

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 0276-77-2551（午前8：30～午後5：30）

担 当 生活相談員 正田光一・寒河江由利・羽鳥美穂

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 ミモザ荘デイサービスセンターの概要

（1）送迎できる範囲

名 称	ミモザ荘
所 在 地	群馬県邑楽郡板倉町細谷217
事業所番号	1073100016
送迎サービスを 提供する対象地域*	板倉町・館林市・明和町にお住まいの方

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）職員の体制

管理者	1名（介護老人福祉施設の統括）
生活相談員	1名以上（利用者・家族の相談・助言・援助）
看護職員	1名以上（看護・保険衛生）
機能訓練指導員	1名以上（機能を改善し減退防止訓練）
介護職員	4名以上（介護）
管理栄養士	1名以上（栄養サポート）

（3）センターの設備等

定 員	30名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	5台

（4）営業時間

平 日	午前8時30分 ～ 午後5時30分
土・祝日	午前8時30分 ～ 午後5時30分

3 提供するサービス内容

(1) 共通的サービス

- ・食事介助・入浴介助・排泄介助等

(2) 選択的サービス

- ・生活機能向上グループ活動

(3) その他

4 料金

(1) 内容

- ① 送迎代 無料
- ② 昼食代 600円/回
- ③ その他 おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

(2) 利用料金の支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、現金払い又は口座自動引き落としの2通りからご契約の際に選べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防サービス計画等」といいます。）を基に第1号通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用様が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当（要介護又は自立）と認定された場合

※再度要支援認定区分及び総合事業対象者の判定になった場合は、本契約書が自動更新されます。

- ・ご利用様がご亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が倒産した場合は、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ご利用者様がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内にお支払いがない場合、又はご利用者様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当センターのサービスの特徴等

(1) 運営の方針

センターの従業者は、事業対象者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復並びにご利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。また、ご利用者様の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとします。

(2) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
土曜・日曜日の実施の有無	有※	※日曜日のみ閉館
時間延長実施の有無	無	
従業者への研修の実施状況	有	定期的に研修を実施
サービスマニュアルの作成	有	
送迎の有無	有	

(3) サービスの利用のための留意事項

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ・送迎の連絡方法 | <u>時間変更が生じる場合はあらかじめ連絡します</u> |
| ・体調確認と体調不良の場合の対応 | <u>バイタル異常時には連絡します</u> |
| ・食事の内容 | <u>お膳での提供となります</u> |
| ・レクリエーション趣味活動の内容 | <u>個人の嗜好に応じた活動をサポートします</u> |

7 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び避難に関する計画を作成し、年2回ご利用者様及び従業者等の訓練を行います。

8 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急かつやむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご利用者様及びそのご家族への十分な説明を行い同意を得るとともに、その対応及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに理由について記録します。

9 緊急時の対応

緊急連絡先		①	②	③
	氏 名			
	住 所			
	電話番号			
	続 柄			
主治医	医療機関			
	医師名			
	住 所			
	電話番号			

10 サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当窓口 生活相談員 正田 光一 電話 0 2 7 6 - 7 7 - 2 5 5 1

② その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市区町村 板倉町

担当課 健康介護課介護高齢係 電話 0 2 7 6 - 8 2 - 6 1 3 5

市区町村 館林市

担当課 介護保険課 電話 0 2 7 6 - 4 7 - 5 1 3 3

高齢者支援課 電話 0 2 7 6 - 4 7 - 5 1 3 1

市区町村 明和町

担当課 明和町地域包括支援センター 電話 0 2 7 6 - 8 4 - 3 1 1 1

国民健康保険団体連合会 群馬県

担当課 介護保険係 電話 0 2 7 2 - 9 0 - 1 3 1 9

11 当法人の概要

名称 法人種別 社会福祉法人ボプラ会

代表者役職・氏名 理事長 堀越 裕一

本部所在地 群馬県館林市田谷町 1 1 8 7 - 1

電話番号

0 2 7 6 - 7 7 - 2 2 3 0

施設・拠点等

1	第1号訪問事業	2か所
2	第1号通所事業	5か所（認知症専門通所介護含む）
3	通所介護	5か所（認知症専門通所介護含む）
4	特別養護老人ホーム	2か所
5	短期入所生活介護	3か所
6	訪問介護	2か所
7	居宅介護支援事業	3か所
8	認知症対応共同生活介護	3か所
9	訪問入浴	2か所
10	ケアハウス	2か所

-----契約をする場合は以下の確認をすること-----

年 月 日

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 邑楽郡板倉町細谷 2 1 7

名 称 ミモザ荘デイサービスセンター 印

(事業所番号 1 0 7 3 1 0 0 0 1 6)

説明者 職 種 生活相談員

氏 名 正田 光一 印

私は、契約書及び本書面により、事業所からサービスについての重要事項の説明を受け、内容に同意した上で交付を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印